

報告事項 6

愛知県生徒指導推進協議会の報告について

このことについて、別紙資料に基づき報告します。

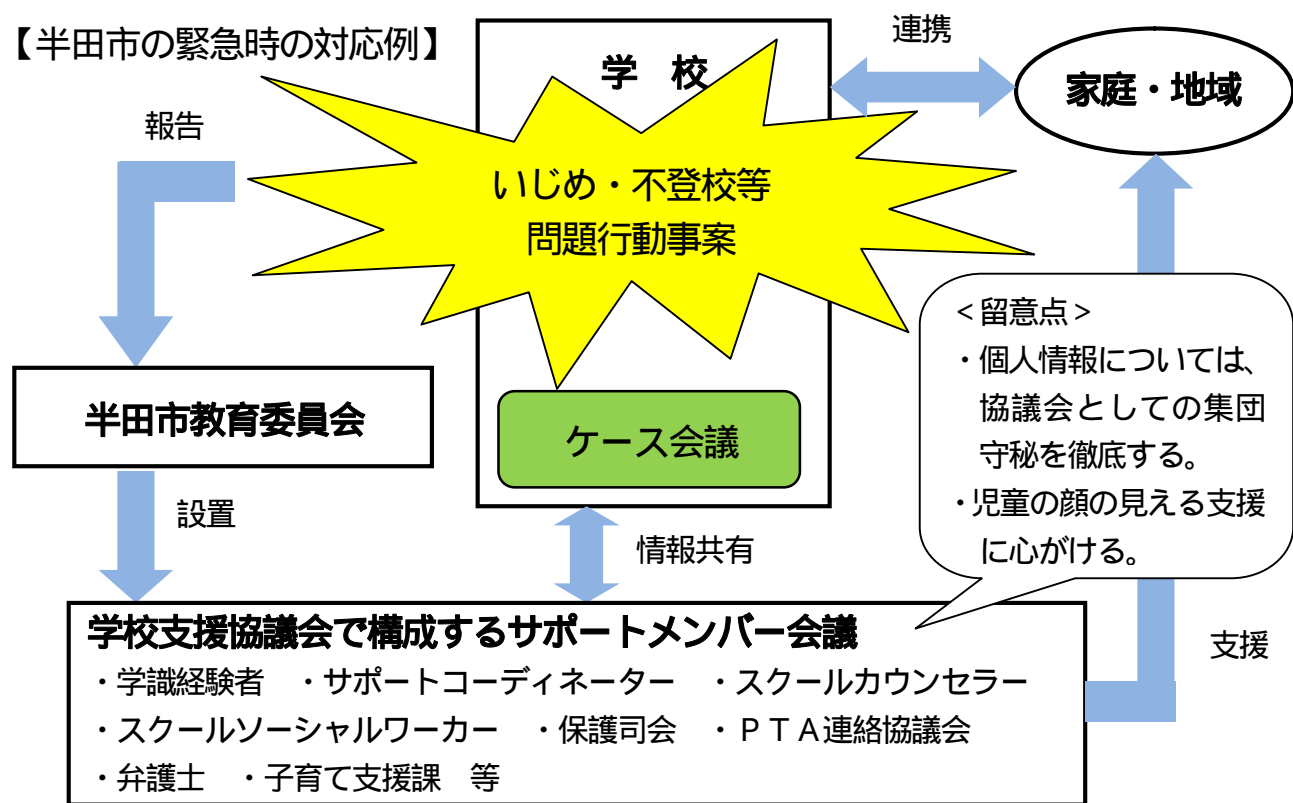
平成 27 年 3 月 24 日

義 務 教 育 課

🌸 切れ目のない支援で子どもが変わる、学級が落ち着く
～半田市の取組から～ 🌸

半田市の小学校では、校長のリーダーシップのもと、生徒指導担当、担任、養護教諭を中心に、日頃から関係機関と連携した切れ目のない支援を心がけています。各学校では、市のサポートコーディネーター等による適切な助言を受け、児童の規範意識や学習規律が定着し、離席や暴言等が多かった学級が落ち着くなどの成果があがっています。関係機関と連携したネットワーク型の支援を生かして、児童生徒や保護者を温かく見守り、「元気いっぱい！笑顔いっぱい！優しさいっぱい！」の子どもたちが育っています。

【半田市の緊急時の対応例】



【成果】

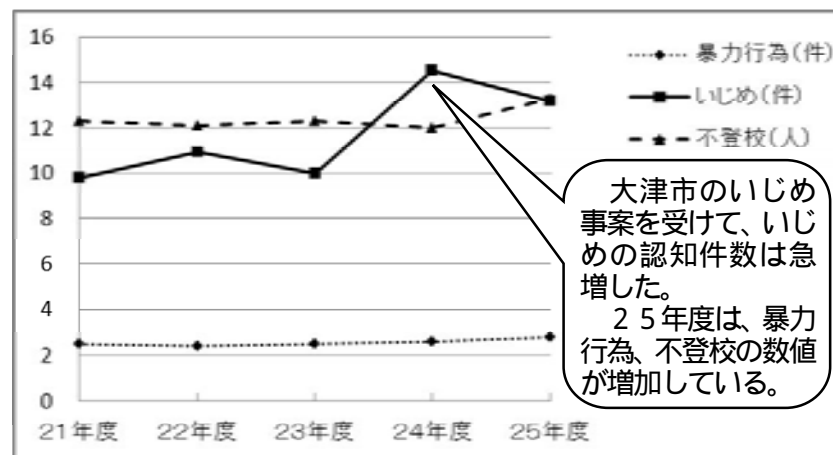
- ・ケース会議で専門家の助言を得ることにより、いじめや不登校等の対応困難な事例に対して学校体制で改善の糸口をつかむことができた。
 - ・関係機関と連携して家庭環境に課題がある児童の支援にあたることにより、家庭生活が充実し、児童の学校生活が落ち着いてきた。
 - ・アセスメントシート(注)を活用した、サポートメンバーからの助言により、児童の正確な見立てができる体制が整った。
- 注 支援する上で必要な児童生徒を取り巻く環境等の資料



【学校支援協議会で構成するサポートメンバー会議の様子】

学校と関係機関等との連携の在り方
～問題行動の未然防止・早期解決のために～

【愛知県における問題行動の状況(1,000人あたり)】



「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より(暴力行為、いじめは高校を含む。不登校は小中学校のみ。)

効果的な連携を進めるために

- ・校内生徒指導体制の充実を図り、保護者の理解を得ながら、問題解決までの見通しをもって組織的に取り組む。
- ・関係機関の役割や専門性を理解し、事案に応じた効果的な連携を図る。
- ・個人情報の取扱いについては、連携の意図を明確にして、関係機関と共通理解を図った上で情報交換をし、支援に生かす。

多様化、複雑化、深刻化する児童生徒の問題行動に対して、学校でそれらを全て抱え込むのではなく、日頃から学校と関係機関等と連携を図り、それぞれの専門性を生かしたネットワーク型の支援(注)を進めましょう。

注 「ネットワーク型の支援」学校と教育委員会、関係機関等がそれぞれの役割や専門性を生かし、連携して児童生徒及び保護者を支援すること。

ネットワーク型の支援

互いの役割を理解し、
連携体制を構築しよう

警察署(交番・駐在所)

【具体的な取組例】

地域の防犯、交通安全指導
問題行動等の犯罪性の判断と再発防止
のための立ち直り支援
スクールサポーターによる問題行動対
応への支援



非行防止教室等の出前
授業、講話、サイバー
犯罪防止教室
問題行動を起こす児童
生徒と保護者への説諭

【具体的な取組例】

虐待事案への対応(児童生徒の一時保護と長期的な
家庭支援計画の作成等)
市町村に対する児童生徒の情報提供・援助
教育委員会、主任児童委員、医療機関から
の情報集約



人権擁護委員(法務局)

【具体的な取組例】

人権教室等の開催によるいじめ等の問題
行動の未然防止
電話相談「子どもの人権110番」、「子ども
の人権SOSミニレター」
人権侵害事案に関する
相談・調査・救済
インターネット上での
人権侵害について、サ
イト運営者等への削除
要請



学校医等専門医 (医療機関)

【具体的な取組例】

児童生徒の心身の健康診断・指導
虐待や心身の異常等の発見
情緒不安定の児童生徒や発
達障害のある児童生徒、そ
の保護者への助言
養護教諭への指導・支援



学校と関係機関、あるいは関係機関同
士がそれぞれの役割を理解した上で、日
頃から児童生徒、保護者の状況につい
ての情報を双方向で伝え合い、共有す
るなど、日々の連携が大切です。
ネットワーク型の支援により、学校だ
けでは解決困難な事案が発生したとき
、スムーズな対応が可能となります。

民生・児童委員、主任児童委員

【具体的な取組例】

住民の生活状況の把握・助言
児童生徒の健全育成に関し
て、保護者や地域住民からの
相談に対する支援
民生・児童委員と学校との情
報交換



情報共有・相互理解

各機関の役割、対応の状況 児童生徒・保護者の状況 個人情報の取扱

学 校

スクールカウンセラー (臨床心理士会)

児童相談センター

P T A

【具体的な取組例】

学校教育・学校行事への協力・支援
保護者の意見・要望等の集約・調整
携帯電話、スマートフォ
ンの利用や家庭学習等に関
する家庭内のルールづくり
地域パトロール、通学路見
守り指導



校長
校内生徒指導体制
(注)

養護
教諭

教頭

担任

生徒指導
担当

報告・連絡・相談

適応指導教室 等

市町村

市町村教育委員会

幼・保・小・中の連携

児童生徒にとって、生活環境が変わることは大きな不安となります。幼稚園・
保育所等から小学校への接続、小学校から中学校への接続において、校種間の情
報交換が重要です。本人の特性はもちろん、指導の経過・状況等も確実に引き継
ぎ、長期的・継続的に支援しましょう。

家庭・地域との連携

教育に対する考え方、価値観は家庭によって異なります。学校は児童生徒の社会
性を育む場でもあります。ささいな出来事も、その日のうちに保護者と連絡をと
っておくことが信頼関係につながります。また、地域に対しても、学校行事等への参
加を呼びかけるとともに、地域行事への協力や情報発信に心がけましょう。